

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第17号を送信します。

【ニュージーランドの最新の輸入検疫情報について】

令和2年1月15日付け植物防疫所ホームページの注目情報（トップページ）に、各国の輸入規則等詳細情報として、ニュージーランドの最新の検疫情報が掲載されていますので参考までにお知らせします。最新の検疫情報は以下のとおりです。詳細につきましては以下のURLからご覧ください。

ニュージーランドの最新の輸入検疫情報

<https://www.maff.go.jp/ppsj/search/ekuni/oc/newzealand/index.html>

・木材こん包材の輸入要件改正案を公表

主な改正点は、現行の輸入要件に国際基準の内容、処理方法を盛り込む。今後、各国からの意見を集約、検討後2020年2月以降に新たな輸入要件が公表される見込み。

・栽植用種子の輸入規則を改正

主な改正点は、①セリ科種子:Candidatus Liberibacter solanacearumハプロタイプC、D及びEに対する措置のうち、温湯処理(50℃)の処理時間を30分間以上から20分間以上に変更。②レンズ属及びウマゴヤシ属種子:ヒメアカカツオブシムシを対象とした措置の選択肢に「無発生国由来であること」を追加。③トウガラシ属及びトマト種子:PSTVd、PCFVdを対象とした検定について、輸出国でできない場合はNZ到着時の検定実施を認める。④植物検疫証明書の追記の文言をISPM12に合わせて修正・統一。

・*Phellinus noxius*の寄主植物に属する栽植用植物の検疫条件の変更

改正点は、*Phellinus noxius*の寄主植物として知られている植物に属する根付き栽植用植物(休眠球根、挿し木を除く)について、無発生地域又は土壌の接触しない容器内で土壌を含まない培養資材を用いて種子、挿し木から生産されたものに限り輸入を認める。

・*Ceratocystis fimbrita*又は*Ceratocystis platnini*の寄主植物に属する栽植用植物の検疫条件の変更

改正点は、*C. fimbrita*又は*C. platnini*の寄主植物として知られている植物に属する栽植用植物(穂木、苗、球根、塊茎)について、無発生地域又は無発生生産地で生産され、隔離検疫中にNZの認証した機関が行う検査に合格したものに限り、輸入を認める。但し、*C. fimbrita*のサツマイモ分離株については、本措置の対象外とする。

以上